

発議案第 1 号

白井市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 1 月 22 日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者	白井市議会議員	伊藤	仁
賛成者	〃	広沢	修司
	〃	平田	新子
	〃	秋谷	公臣
	〃	石井	恵子
	〃	和田	健一郎
	〃	岡田	繁
	〃	長谷川	則夫
	〃	斉藤	智子
	〃	竹内	陽子
	〃	古澤	由紀子
	〃	血脇	敏行

提案理由

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で議会の担う役割や責任がますます重くなっている。

議員定数については、適正な基準がない中、市行政の規模や、議会運営上の影響を勘案し、議員の意識改革、資質及び役割の向上を行うことによるスリム化が可能であると判断し、議員定数を削減するため議会議員定数条例の改正を提案する。

白井市議会議員定数条例の一部を改正する条例

白井市議会議員定数条例（平成14年条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

発議案第1号資料

○白井市議会議員定数条例 新旧対照表

改正案	現行
白井市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により18人とする。	白井市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により <u>21人</u> とする。